

神川町手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話への理解及びその普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を講じ、推進することにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解及びその普及は、手話は言語であるとの認識に基づき、皆が手話を用いて意思の疎通を図ることを尊重し、併せて、意思の疎通が円滑に進められる環境を築くことにより行われるものとする。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解及びその普及並びに手話をしやすい環境の整備をするため、必要な施策を実施するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念への理解を深め、町が推進する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念への理解を深め、町が推進する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供に努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。